

令和6年度 吹上中学校部活動指針

栃木市立吹上中学校

1 部活動の目標

生徒の自主的・自発的な参加により、スポーツや文化などに親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等を図る。

2 部活動の位置付け

部活動は、教育課程外の活動ではあるが、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであることから、学校教育の一環として、教育課程との関連を図りながら取り組むよう留意することとなっている。(中学校学習指導要領(平成29年3月公示)第1章総則より)

本校では、教育目標達成のための一活動として、適切な指導体制を構築し、効果的な部活動運営に努めながら、心身共にたくましい健全な生徒を育成する。

3 部活動指針作成の留意点

- (1) 「栃木市立中学校部活動の在り方についての共通理解」(別添)をもとに、「栃木市版先生の働き方改革ガイドライン」も踏まえ、実状に応じて年度ごとに見直しを図りながら、吹上中学校としての部活動指針を策定する。
- (2) 部活動の課題等をよく把握し、生徒も担当教員も無理なく部活動に取り組めるような持続可能な部活動運営を心掛ける。
- (3) 部活動運営及び指導において、情報の共有や見直し等の必要が生じた場合は、必要に応じて部活動顧問会議を開催し、課題解決を図る。

4 部活動の設置について

(1) 設置する部活動

野球(敷)、陸上競技(敷)、卓球(敷)、バドミントン(敷)、バレーボール(野)、ソフトテニス(野)、ハンドボール(好)、バレーボール(好)、ソフトテニス(好)、邦楽(敷)

(2) 新たに部活動を設置する場合の要件

部員数が、正式入部の時点で、競技として成立する人数が確保されている。また、活動場所が確保され、運営に必要な施設や用具等が整っている。顧問については、一つの部活動に対して原則2名(校長・教頭を除く)配置できる教職員数が確保されている。

(3) 廃部の目安

現在設置されている部活動において、以下のいずれかの状況が生じた場合、学校運営協議会等で、存続の可否について検討する。

- ・ 1・2年生を合わせて、公式戦に出場する人数が確保できず、翌年の新1年生の入部において、3学年合計の人数が、公式戦に出場するために必要な人数が確保できない場合
- ・ 部活動顧問や部活動指導員の配置が困難で、生徒の安全を確保することが難しい場合

(4) 合同部活動の考え方

生徒の減少等により、本校だけで部活動が運営できない場合は、栃木県中学校体育連盟等の規程に従い、相手方の校長の承認を得て、合同部活動を実施することができる。ただし、その状況が継続する場合は、当該部活動の存続の可否について検討する。

5 部活動の実施方法

(1) 部活動休養日(以下「部休日」という)について

- ① 平日は、週に1日以上部休日を設ける。部休日は、顧問不在時の怪我等の事故防止、下校指導時の効果・効率等の観点に鑑み、原則として**全部活動同一曜日に実施**し、主として会議日に設定する。部休日は、あらかじめ年間行事予定に示す。
- ② 週休日(土曜日または日曜日)は、**土日のどちらか1日以上を部休日**とする。
- ③ 週休日に、大会や等で2日以上連続して活動する場合は、前後4週間を目安に他の週休日を振り替える。特別な事情により振り替え困難な場合は、管理職と相談の上、決定する。

- ④ 中体連の大会等を除いて、**第3日曜日(家庭の日)は部休日を原則**とする。しかし、今年度は体育館改修工事があるため、その期間に限り、体育館で活動する部で土曜日に活動場所を確保できない場合については第3日曜日の活動も許可する。ただし、事前に管理職の許可を得ると共に、保護者の承諾を得ること。
- ⑤ 長期休業中は、生徒が十分な休養が取れるよう、休養期間を設ける。以下については、全部活動共通の取り決めとする。
- ・ 春休み：少なくとも3日間は部休日をとる。
 - ・ 夏休み：8月13日～8月16日は部休日とする。
 - ・ 冬休み：12月29日～1月3日は部休日とする。

(2) 活動時間について

- ① **平日は2時間程度**とする。ただし、生徒の下校時の安全に配慮し、日没時間に合わせて適切に練習時間を設定する。
- ② **週休日、祝日、長期休業中は3時間程度**とする。また、練習試合や大会等で終日に渡って活動する場合は、1日のうちに休養時間を適切に設定する。その場合、週あたりの活動時間にも配慮する。
- ③ 朝練は、**教職員の負担軽減の観点**に基づく市内中学校の取り決めにより、**原則実施しない**。ただし、顧問から実施の希望があり、その必要性を校長が認めるとき、教職員の業務負担と朝練との兼ね合いを基に、**校長は、朝練の可否について決定**する。
- 朝練実施可と決定した場合、**9月上旬から2月末日**の期間について、以下のア～ウの条件の下、**7時15分～7時45分の時間**で、朝練実施を認める。なお、朝練を実施した場合は、**1日の活動時間に含め、合計の活動時間が2時間を越えない**ようにする。
- ア 教員の過度な負担とならないよう、朝練を希望する顧問は、朝練実施の必要性・頻度・時期・活動時間・活動内容等について十分に検討し、**事前に校長に許可を得ること**
- イ 校長に許可を得た後、顧問は、**生徒・保護者の同意を得ること**。その際、各家庭により、朝練参加が難しい状況にある場合は、**個別の配慮**を十分に行うこと
- ウ 顧問は、生徒登校時の交通事故等へ対応できるよう、生徒の登校に掛かる時間を勘案した時刻までに出勤し、学校に待機していること

(3) 活動上の留意点

- ① 生徒会活動、学校・学年行事のための準備、学級活動、教科等の課題学習等は、部活動に優先する。
- ② 活動は、原則として顧問等の立会のもとで行う。やむを得ない事情で顧問が立ち会えない場合は、他の教員に依頼し、練習に立ち会える場合のみ練習を認める。
- ③ 特別な事情で、ある期間、活動時間を延長する場合は、事前に校長の許可と保護者の承認を得る。その場合、全職員に周知する。
- ④ 週休日等に活動する場合、顧問は、生徒登校時の交通事故等へ対応できるよう、生徒の登校に掛かる時間を勘案した時刻までに出勤し、学校で待機する。
- ⑤ 活動後、一番遠い生徒が帰宅する時間までは、顧問は学校で待機する。
- ⑥ 部活動開始時刻は、帰りの会終了時10分後を目安とする。
- ⑦ 遅刻・早退・欠席などの場合には、活動前に顧問に連絡するよう、顧問は部員に指導する。
- ⑧ 運動部にあっては、スポーツ医科学の最新の知見等への理解を深め、生徒とのコミュニケーションを図りながら、活動への意欲付けを行い、競技種目の特性を踏まえた指導を行う。文化部においても同様とする。
- ⑨ 部活動終了時には、顧問は生徒の様子を確認し、具合の悪い生徒やけがをした生徒、部員間のトラブル等が発生した場合は、必ず顧問に報告するよう、生徒への指導を徹底する。
- ⑩ 顧問は、部活動終了時刻を守り、安全に下校するよう、生徒へ指導する。

6 安全管理

(1) 生徒指導上の管理

- ① 顧問等は、部活動が学校教育の一環として行われるものであることを理解し、行きすぎた指導を廃し、体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- ② 顧問等は、技術的な指導に留まらず、生徒同士の人間関係についても十分把握して指導し、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に努める。

(2) 施設、設備等の管理

- ① 顧問は、関係の施設、設備、用具等の定期的な安全管理に努める。また、活動前には、器具、用具、施設の安全確認や、必要に応じて消毒等の感染症予防対策を行う。
- ② 顧問は、部室を定期的に点検し、利用状況を確認し、適切に指導する。鍵の管理は顧問が行う。

(3) 非常変災時等の対応

① 地震時の対応

地震発生時は、適切に避難行動を取る。震度5強以上の場合は部活動を中止する。大会等の場合は、主催者の指示に従う。下校については、原則、保護者へ連絡の上、引き渡し、学校等非難場所での待機、生徒自身による帰宅等について決定する。

② 熱中症予防対策

熱中症の症状は一様ではなく、症状が重たくなると生命への危険が及ぶことから、暑さ指数(WBGT)をもとに、適切かつ効果的な練習を行う。

- ・ 暑さ指数31度以上…運動は原則中止
- ・ 28度以上31度未満…激しい運動中止(約20分おきに休息)
- ・ 25度以上28度未満…警戒しながら実施可(約30分おきに休息)
- ・ 25度未満…熱中症に注意しながら実施可(積極的な水分、塩分補給)

熱中症が疑われたときは、涼しい場所への避難、脱衣・冷却、水分・塩分の補給等を適切かつ迅速に行う。呼びかけへの反応がおかしい時や吐き気を訴えるときなどは、救急車を呼び、緊急の措置や保護者への連絡等、迅速に対応する。

③ 落雷事故防止

雷鳴が聞こえてきた場合は部活動を中止し、避難または下校をさせる。雷鳴が止んでも20分程度は落雷の危険があると言われるため、すぐに行動せず、慎重な判断の下、下校または活動を再開する。

④ その他の生徒の安全確保

犯罪や交通事故に巻き込まれないよう、日常的に指導を行う。また、その他の変災等が生じた場合も、生徒の安全を第一とし、管理職との連絡を密にしながら適切に対応する。

7 活動計画・活動報告書の作成・報告

- (1) 顧問は、部休日を設定した年間活動計画書(主な大会等を記入)を作成し、決済後、保護者に周知する。
- (2) 顧問は、前月の1週間前までに月別活動計画書を、月末までに月ごとの活動報告書をそれぞれ作成し、指定の場所にデータを保存する。活動計画の保護者への周知は、決済終了後とする。作成に際しては、土日及び休日欄の活動時間・活動場所・活動内容を記載する。活動時間は手当の根拠資料となるため、顧問の準備時間や下校指導を含めた時間とする。

8 保護者・地域等との連携

- (1) 年度当初に、各部で保護者を対象に説明会を開催する。その際、活動方針、主な活動内容と必要な用具、年間活動計画、その他共通理解を図るべき事項等について説明をする。また、その後も、必要に応じて適宜保護者会を行い、共通理解を図りながら適切な部活動運営に努める。
- (2) 部活動指導が適切に行われるよう、必要に応じて部活動指導員、部活指導補助員、アシストネットのボランティア等を活用し、指導の充実を図る。